

平成28年9月25日

一般競争入札公告(案)

社会福祉法人武田塾 障害者支援施設高井田苑二階改修工事

社会福祉法人武田塾  
理事長 安本伊佐子

1. 入札方法

一般競争入札とする。

2. 工事概要

(1) 工事名

社会福祉法人武田塾 二階フロア改修工事

(2) 工事場所

大阪府柏原市高井田1028-58

(3) 工事概要

構造

(4) 工期

契約の日から平成28年12月25日まで

3. 一般競争入札の参加条件

平成27・28年度大阪府建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の条件を入札公告の日から落札決定日まで全て満たす者とする。

①地方自治施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

②大阪府において指名停止期間中でないこと。

③大阪府内業者で河内地区に本社（本店）、支店、営業所を有する者。

④直近での総合評定値に於いて建築一式工事で1000点以上を有し且つ特定建設工事業の許可を有する者。

⑤過去10年間に類似福祉施設（障害者支援施設等社会福祉施設）の元請施工実績があること。

⑥入札参加者は役員が法人の理事をしている企業でないこと。

#### 4. 入札参加資格確認申請書の受付期間及び提出方法

##### (1) 受付期間

平成28年10月3日(月)～平成28年10月11日(火)正午まで

##### (2) 提出書類 (様式自由)

- ①入札参加資格確認申請書
- ②経営事項審査結果通知書の写し
- ③平成27・28年度大阪府建設工事入札参加資格付与通知書の写し
- ④過去5年間の類似福祉施設工事の施工実績を証する書類

##### (3) 提出先

〒582-0015 大阪府柏原市高井田 1020-59

社会福祉法人本部事務局 担当 小南

TEL.072-977-3861

##### (4) 提出方法

持参又は郵送 (ただし、郵送の場合は平成28年10月11日必着)

##### (5) 入札参加資格の決定

平成28年10月12日(水)午後5時までに電話連絡又はFAXにて各社に通知

#### 5. 設計図書の入手及び現場説明会

##### (1) 入手日時

平成28年10月13日(木) 13時より

##### (2) 入手場所

〒582-0015 大阪府柏原市高井田1020-59

社会福祉法人武田塾 役員会議室

担当 プラスワン建築設計事務所

TEL.072-926-5801

##### (3) 入手方法

有償にてCD-R配布

##### (4) 現場説明会の日時

平成28年10月13日(木) 14時(時間厳守)

#### 6. 設計図書等に関する質疑及び回答

##### (1) 質疑提出期限

平成28年10月19日(水) 正午まで

##### (2) 質疑提出先

プラスワン建築設計事務所 宛て

(3) 質疑提出方法

質疑応答はすべて書面による。

(4) 質疑回答日時

平成28年10月21日（金）15：00以降

(5) 質疑回答方法

一括回答とし全業者にメールまたはFAXで回答する。

7. 入札について

(1) 入札日時

平成28年10月31日（月）午前10時30分から

(2) 入札場所

社会福祉法人武田塾 児童養護施設1階役員会議室

(3) 入札価格

入札書に記載する金額は消費税を除いた金額とすること。

(4) 入札方法

①郵便、電報による入札は認めない。

②代理人が入札する場合は委任状を入札時提出すること。

③第1回目の入札で落札者がいない場合は、その場にて再度入札を行う。

2回目の入札でも落札者がいない場合は、2回目の最低額の入札者と2回を限度とする

見積による随意契約を行う。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札は無効とする。

尚、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(7) 入札保証金

免除

9. 落札者の決定等について

(1) 落札金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(2) 工事費内訳書

落札者は落札決定後、すみやかに工事費内訳書を提出すること。

(3) 契約の締結

落札者は落札決定後 5 日以内に契約を締結しなければならない。

尚、契約書は 2 部作成し、契約に要する経費は落札者の負担とする。

(4) 契約保証金

免除

10.その他

支払条件

① 契約時 万円（契約締結後 10 日以内とする）

② 竣工時 残金 （ただし、補助金交付受領後 10 日以内とする）

《問い合わせ先》